

愛知県教育委員会教育長 殿

2024年4月11日

「体罰」に関する処分について再検討するよう求める請願

住 所 [REDACTED]  
氏 名 井 上 満 [REDACTED]

1. 請願趣旨

- (1) 学校教育法第11条において、「体罰を加えることはできない。」と定められている。
- (2) 具体例として、県教委が2024. 2. 2公表した体罰処分の例を示す。

- |     |       |           |
|-----|-------|-----------|
| (1) | 学 校 名 | 豊田市立東山小学校 |
| (2) | 職 名   | 教諭        |
| (3) | 年齢・性別 | 46歳・男性    |
| (4) | 処分内容  | 戒告        |
| (5) | 処分理由  | 体罰        |

(事案の概要)

2023年10月25日(水)午後0時30分頃、5年男子児童の授業態度を指導する際、当該児童の左側頭部を右手平手で3回叩き、鼓膜損傷により全治1か月の負傷をさせた。

- (3) 学校教育法の定め反する行為で、しかも、「鼓膜損傷全治1カ月」という重い結果をもたらし、「戒告」処分である。あまりにも軽い処分ではないのか。
- (4) 任命権者(県教委)が、このように軽い処分を行っている限り、体罰は根絶できないと思われる。

2. 請願項目

- ・県教委の体罰処分は、あまりにも軽い。再検討すべきである。前例主義で対応しているものと思われるが、見直すべきである。

以上

